

別表（第三十八条関係）（平二〇国交令七七・全改）

(表)

(縦54ミリ×横85ミリ)

理事官身分証明書
Identification Card of Investigator

写真

第 号 年 月 日交付
No. Date of issue:(date)

理事官 氏 名
Investigator Name
生年月日 年 月 日
Date of birth:(date)

海 難 審 判 所
Japan Marine Accident Tribunal

印

(裏)

海難審判法（抄）

(調査のための処分)

第 27 条 理事官は、その職務を行うため必要があるときは、次の処分をすることができる。

一 (略)

二 船舶その他の場所を検査すること。

三～五 (略)

2 理事官は、前項第二号の処分をするには、その身分を示す証票を携帯しなければならない。